

平成19年11月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成19年11月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成19年11月1日(木) 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第30号 平成19年度市川市教育功労者表彰の取り下げについて
議案第31号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
議案第32号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第33号 市川市林間施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
議案第34号 市川市立特別支援学校設置条例の一部改正について
 - 6 報告第17号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 7 その他
 - (1) 平成19年度12月補正予算について
 - (2) 平成19年度「成人の日の行事」開催内容について
 - (3) 市川市スポーツ振興計画について
 - (4) 全国学力・学習状況調査の結果について
 - (5) 暴力団等排除のための関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 8 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第30号 平成19年度市川市教育功労者表彰の取り下げについて
議案第31号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
議案第32号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第33号 市川市林間施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
議案第34号 市川市立特別支援学校設置条例の一部改正について

2 報告第17号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について

3 その他

- (1) 平成19年度12月補正予算について
- (2) 平成19年度「成人の日の行事」開催内容について
- (3) 市川市スポーツ振興計画について
- (4) 全国学力・学習状況調査の結果について
- (5) 暴力団等排除のための関係条例の整備に関する条例の制定について

5 出席委員 五十嵐 芙美子
吉岡 博之
井関 利明
宇田川 進
西垣 惇吉

6 欠席委員 なし

7 出席職員、職・氏名

教育次長	松永 潤	教育総務部長	小川 隆啓
教育総務部次長	栗原 久則	学校教育部長	田中 庸恵
学校教育部次長	山崎 繁	生涯学習部次長	浮ヶ谷 隆一
保健スポーツ部長	岡本 博美	保健スポーツ部次長	松丸 成男
企画調整課長	福田 明	教育総務課長	青木 一雄
就学支援課長	松本 辰夫	教育施設課長	渡邊 静男
義務教育課長	古山 弘志	指導課長	高橋 邦夫
保健体育課長	西川 裕二郎	教育センター所長	伊東 秀樹
生涯学習振興課長	齋藤 忠昭	地域教育課長	鈴木 郁夫
青少年育成課長	石井 正夫	公民館センター長	堀切 公雄
中央図書館長	漆原 利一	考古博物館長	堀越 正行
自然博物館長	西 博孝		

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課 主 幹 山田 修一
" 副主幹 高井 裕美子
" 副主幹 谷内 弘美

○ **五十嵐委員長**

ただ今より、平成 19 年 11 月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により成立いたしました。会期の件ですが、市川市教育委員会会議規則第 3 条第 2 項の規定により、この定例会の会期は本日 1 日といたします。本日の議事日程でございますが、お配りしております会議次第に従って、議事を進行いたします。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第 39 条の規定により、会議録署名委員は委員長、井関委員、西垣委員を指名いたします。続きまして、議案に入らせていただきます。議案第 30 号 平成 19 年度市川市教育功労者表彰の取り下げについてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **教育総務課長**

資料の 1 ページになります。本案は、市川市教育功労者表彰規定に基づき、平成 19 年 10 月定例教育委員会において、個人 10 名、団体 2 団体の計 12 件の方を平成 19 年度市川市教育功労者として表彰することに決定いたしましたが、平成 19 年 10 月 18 日付で、市川市教育功労者、矢野次雄様から教育功労者辞退の申し出がありましたので、教育功労者選考委員会では本人の強い意志を尊重したいとのことから、教育功労者表彰の取り下げをすることとして、提案するものでございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、議案第 30 号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第 31 号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **就学支援課長**

資料は、2 ページ、3 ページになります。奨学生選考委員会は、高等学校または高等専門学校課程の修得を希望する者に奨学資金を支給する際に、その奨学生の選考に対し、審議していただいているものでございます。委員の構成は私立学校関係者の第 1 号委員が 1 名、公立高校関係者の第 2 号委員が 1 名、市立中学校関係者の第 3 号委員が 1 名、PTA 連絡協議会関係者の第 4 号委員が 1 名、民生委員児童委員協議会関係者の第 5 号委員が 2 名、学識経験者の第 6 号委員が 2 名の併せて 8 名となっております。現在、選考委員会の委員の任期については、17 年 12 月 1 日から 19 年 11 月 30 日までの 2 年間となっておりますことから、前委員の任期満了に伴いまして、新たに委

員を委嘱する必要があることから、提案させていただくものです。この委員候補者については、8名中、新任の委員が4名、再任の委員が4名となっております。新任の委員候補者については、別添の新旧委員の資料を合わせてご覧ください。第2号委員の公立高等学校関係者でございますが、千葉県立国分高等学校校長 小菅雅幸候補者でございます。第3号委員の市立中学校関係者でございますが、市川市立南行徳中学校校長 菅澤龍之助候補者でございます。第5号委員の民生委員児童委員協議会関係者でございますが、市川市民生委員児童委員協議会副会長の福井茂子候補者でございます。第6号委員の学識経験者ですが、NHK学園講師の油井宏子候補者でございます。今回、議決をいただきますと8名の委員の任期は平成19年12月1日から平成21年11月30日までの2年間となります。なお、最高年齢は73歳、最低年齢は54歳となります。平均年齢は59.8歳、在任期間の平均は5年4ヶ月となっております。男女の構成比としましては、男性4人、女性4人で、女性の登用率は50パーセントとなります。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、議案第31号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第32号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **義務教育課長**

提案理由でございますが、本議案は学校教育法等の一部を改正する法律が平成19年6月27日に公布され、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で、政令の定める日から施行されることに伴い、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、市長から教育委員会に対して意見を求められたことに応え、審議する必要があることによるものでございます。今回の改正に伴い、本市の関係条例を整理するわけでございますが、関係条例が3条例にわたりますことから、まとめて条例を制定するものでございます。お手元の資料4ページから6ページをご覧ください。関係する条例は、市川市立小学校設置条例並びに市川市立中学校設置条例、市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例の3条例でございます。この3条例の一部を改正し、条例番号をそれぞれ入れ替えるものでございます。なお、新旧対照表は6ページにございますので、併せてご覧ください。1点目は、市川市立小学校設置条例第2条中

第 29 条を第 38 条に改める。2 点目は、市川市立中学校設置条例第 2 条中第 40 条を第 49 条に、第 29 条を第 38 条に改める。3 点目は、市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例第 2 条第 1 号中第 4 章を第 6 章に第 5 章の 2 を第 10 章に改める。同条第 2 号中第 7 章の 2 を第 11 章に改め、同条第 3 号中第 5 章を第 9 章に改めるものです。12 月議会に議案を提出してよろしいか審議をお願いいたします。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、議案第 32 号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第 33 号 市川市林間施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **生涯学習振興課長**

資料の 7 ページから 9 ページをご覧ください。本市では、恵まれた自然の中で市民が心を豊かにし、身体を鍛えることができるようにするため、林間施設として長野県須坂市に菅平高原いちかわ村を設置し、ロッジ、バンガロー及びテントサイトといった宿泊施設を市民の皆さん提供し、その設置の法的根拠として市川市林間施設の設置及び管理に関する条例を定めております。いちかわ村に入村する時間及びいちかわ村から退村する時間につきましては、同条例の施行規則の第 10 条で定めております。具体的には、入村時間は正午から午後 5 時まで、退村時間は午前 9 時から午前 11 時までと規定しております。しかしながら、例えば宿泊施設の利用者が午前 11 時に退村し、同じ部屋を使用する次の利用者が正午に入村する場合には、シーツ及び枕カバーの取換え並びに部屋の清掃に使用できる時間は 1 時間しかなく、夏休みや年末年始といった繁忙期には作業が間に合わなくなることがあり、利用者に迷惑をかける状況が発生しております。また、今年度にはロッジの改修工事により当該施設の収容可能人数が増えるため、現行の入村時間と退村時間のままではより一層業務に支障をきたすようになることが想定されます。そこで、入村時間と退村時間の間隔を十分に設ける必要がありますことから、本規則を改正するものでございます。ただし、今回の改正は個室・大部屋・バンガローへの入退室時間であり、貴重品を除く荷物の預かりなどは、この時間の限りでなく行ってまいりますことから、利用者へのサービス低下は発生しないものと考えております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

収容人数が増えるということですが、何人増えるのですか。

○ **生涯学習振興課長**

個室が4部屋増えますので、一部屋5名で20名が増えることとなります。夏季と冬季ではテント等の使用の関係から、定員が違いまして、夏季の宿泊の定員が現在は82名、20名増えることによって、102名となり、冬季については、現在は52名、20名増えて72名となります。

○ **宇田川委員**

サービスが低下にならないというのは、別の部屋があるのですか。

○ **生涯学習振興課長**

食堂が広いので、荷物の一時預かりができます。

○ **吉岡委員**

利用率はどのくらいですか。

○ **生涯学習振興課長**

夏季、冬季の夏休み期間とスキーシーズンについては、満室の状況で、年間の利用者は4,214人です。春と秋のウィークデーは利用率が低下することとなります。そこで今、上田駅まで迎えに行つて名所を回つて菅平までご案内するなどのサービスを行なっています。

○ **吉岡委員**

連泊はできるのですか。

○ **生涯学習部次長**

条例で6日以内としております。夏などは長期になりますと専用になってしまいますのでそのようにしております。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第33号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、追加議案が1件提出されております。議案第34号 市川市立特別支援学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **義務教育課長**

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成20年4月1日より市川市立特別支援学校の校名変更及び分校設置に伴い、市川市立特別支援学校設置条例の一部改正について、市長より教育委員会に対して意見を求められたことに応え、審議する必要があることによるものでございます。はじめに分校設置についてであります。市川市立特別支援学校では、近年の児童・生徒数の増加に伴い、児童・生徒

の受け入ればかりか教室や学習スペースを確保することが困難な状況となり、良好な教育環境を維持、向上するために平成 20 年 4 月 1 日に小学部を市川市立稲越小学校へ移転し、分校を設置することにいたしました。次に校名変更についてでございますが、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い市川市立養護学校から市川市立特別養護学校への校名変更をすでに終えておりますが、小学部の市川市立稲越小学校の移転を期に市川市立特別養護学校の名称について、地域に根ざし、誰からも愛着と親しみを持たれる校名に改めて欲しいとの要望が市川市立特別支援学校よりありました。要望を受け、教育委員会連絡調整会議等で協議を重ねた結果、校名を変更する場合の校名案を当該校において、保護者を交えて検討していただくことといたしました。この度、当該校から提出されました校名案を受け、改めて協議した結果、要望の趣旨を受け止め、校名を変更することといたしました。今回の一部改正により、平成 20 年 4 月より市川市立特別支援学校が市川市立須和田の丘支援学校に改められます。併せて、市川市立稲越小学校への小学部移転に伴う分校名を市川市立須和田の丘支援学校稲越校舎に、設置する位置は市川市稲越町 518 番地の 2 となります。お手元の追加資料の 3 ページをご覧ください。設置条例の一部改正についての現行と改正案の新旧対照表がありますが、第 1 条中の必要を必要に改める。第 2 条を以下のように改めます。本市が設置する特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりとする。市川市立特別支援学校を市川市立須和田の丘支援学校、分校を市川市立須和田の丘支援学校稲越校舎とし、稲越小学校の 2 階に併設することといたします。設置する位置は市川市稲越町 518 番地の 2 となります。10 月 30 日の庁議にかけさせていただきました。また、議案の条例改正の理由については、法務課と調整中であることを申し添えさせていただきます。12 月議会へ議案を提出してよろしいかご審議お願いいたします。なお、12 月市議会定例会で議案の可決をいただいた後、千葉県教育委員会へ市川市立特別支援学校の新校名の届出と併せて分校設置の認可申請書を提出することになっております。以上でございます。

○ **吉岡委員**

稲越校舎の方にも須和田を入れる理由は何ですか。

○ **義務教育課長**

今までの特別支援学校の中で、須和田の丘フェスティバルというイベントがあって、今までの保護者、卒業生の中で、地域の方々も含めて須和田の丘に愛着があり、稲越に分校が移転してもその思いを是非ということでございます。

○ **五十嵐委員長**

特別支援学校の特別は除いたのですね。

○ **義務教育課長**

保護者の方や教職員の意向の中で、特別には違和感があるので外してくださいということでした。県や文部科学省に問い合わせもいたしまして、決定いたしました。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第 34 号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、議事 6 報告に入らせていただきます。報告第 17 号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **企画調整課長**

報告第 17 号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に関しまして臨時代理をさせていただきましたので、その内容について報告いたします。この件については、10 月の定例教育委員会において議案として提出し、内容について説明させていただいておりますが、今日から住民基本台帳カードを利用した図書等の貸出しサービスが新たに始まっております。この事務を円滑に進めるためには、市民課窓口等で市長部局の職員に補助執行してもらう必要がありますので、市長あてに補助執行の申し入れをしてよろしいかという議案を提出いたしました。その結果、10 月の定例教育委員会で可決されましたので、10 月 9 日付けで市長あてに協議書を提出したところ、市長からは、10 月 17 日付けで承諾の回答が得られました。このことから、11 月 1 日のサービス開始に向けて、10 月 26 日付けで、補助執行に関する規則の一部改正について、臨時代理を行ったものであります。内容につきましては、12 ページをご覧ください。第 3 条の補助執行をさせる事務の欄の一番上に、市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例、平成 16 年条例第 37 号に基づき住民基本台帳カードを利用して提供する図書等の貸出しを行うサービスに係る申請等の受付、審査等に関することを追加し、同様に補助執行をさせる職員の欄の一番上に、情報システム部の職員、市民生活部長並びに市民生活部市民課及び大柏出張所の職員並びに行徳支所長並びに行徳支所市民課及び南行徳市民センターの職員を追加いたしました。また、13 ページの別表第 4 条関係では、図書等の貸出しを行うサービスに係る申請等の受付、審査等に関する専決事項を追加したものであります。以上報告いたします。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、報告第 17 号を終了いたします。続きまして、その他に入らせていただきます。(1)平成 19 年度 12 月補正予算について説明してください。

○ **企画調整課長**

12 月補正予算については、資料の 14 ページをご覧ください。ここに示しました 12 月補正予算の原案は、各課の要望状況です。10 月下旬に行われた財政部長ヒアリングや今後の市長・副市長査定によって調整のうえ、予算案として確定しますので、現在ではまだ流動的であるということをご了承いただきまして、説明させていただきます。12 月補正予算につきましては、歳入の補正予算はなく、歳出の補正予算のみとなります。歳出補正予算の青少年育成費の 61 万 8,000 円については、保育クラブに入所している低所得者の負担軽減を図る観点から、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯に市費負担としておやつ代を支給していますが、入所児童数の増及び母子家庭等の増加により、扶助費に不足が見込まれることから増額するものです。続きまして、債務負担行為補正ですが、これは、小学校及び中学校の普通教室に整備する空調設備、エアコンを借上する経費であります。今年度から整備をはじめ、来年の 6 月までに整備を完了し、来年の夏にはエアコンが使えるようにする予定であります。リース料としての支払いは、平成 20 年度から平成 28 年度までの 9 年間、実質 8 年リースで、小学校で 19 億 8,310 万円、中学校で 7 億 4,681 万円と見込んで要望しております。財政課とのヒアリングでは、8 年リースをもうすこし延ばせないかということで調整しておりますので、リース期間・事業費も変更になるものと見込んでおります。12 月補正予算については、12 月の定例教育委員会で確定したものを報告させていただきたいと思っております。以上です。

○ **宇田川委員**

空調設備が入っている教室もあるのですか。

○ **教育施設課**

現在、特別教室には設置しておりますが、普通教室については、窓を開けて授業ができない学校以外は設置しておりません。

○ **宇田川委員**

なぜ当初予算ではなく補正予算で事業を行なうのですか。

○ **教育施設課**

一般的には当初予算で行なうものであると思いますが、今回は各学校との話し合いができていなかったため予算計上が難しく、来年の夏までに設置したい考えがあるため補正予算で計上することといたしました。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(2)平成19年度成人の日の行事開催内容について説明してください。

○ **生涯学習振興課長**

平成19年度成人の日の行事の開催内容の経過についてご説明いたします。資料の15ページをご覧ください。事業実施に対する基本的な考え方ですが、今年度も成人の日の行事は、二十歳を中心とした成人の日の行事実行委員会を組織し、実行委員の自主的な企画、運営をできるだけ反映させるよう配慮し、進めてまいりました。実行委員の決定につきましては、広報いちかわ7月7日号の募集記事掲載を皮切りに、ボランティアNPO情報、成人式ホームページで募集してまいりました。8月27日を募集の締め切りとし、20歳9名、19歳6名、21歳3名の合計18名の応募があり決定いたしました。実行委員会の開催は、9月11日に第1回を開催し、10月19日現在で4回を終了しております。今年度の新成人の対象者数は、平成19年10月3日現在の数字ですが、4,216名で、前年に比べ125名減少しております。なお、今回の案内状で、今後の開催日について、祝日か日曜日の意向調査を実施します。案内状に質問内容を明記して印刷し、式典当日、受付にて回収します。開催日については、国民の祝日に関する法律の改正が平成12年1月1日から施行され、1月の第2月曜日が成人の日になりました。市川市では法改正後も月曜、祝日に式典を行っておりましたが、法改正後、節目の10年目を迎える平成21年1月の成人式で、市内の新成人の意向を反映できればと考えております。現在の開催内容の決定事項をご報告いたします。開催日は、平成20年1月14日・月曜日・成人の日の祝日、時間は、午前10時に開場、受付、式典は午前11時より、市川市文化会館にて行います。今年度の成人式のテーマは、あい～I・出会い・助け合い…そこにある愛～でございます。主な理由として、恋人同士の愛というよりは、家族や仲間への心配り、そして自分を振り返る機会、この成人式を提供できればとのことでございます。参加者記念品は、万年筆で決まりました。近年には無い記念品でございます。大ホールの式典、と小ホールの催事は現在検討中でございます。地下1階大会議室・展示室は、昨年、地域別での上映が好評でした恩師からのビデオレターを、4階茶華道室・和室は、茶席体験と着付け直しコーナーを昨年と同様の構成で行います。成人式制作等業務委託は、昨年までは随意でいちかわケーブルテレビの式典番組放映でしたが、今年度は契約一般競争入札とし、式典運営、映像制作費等を分けて契約することで、業者選定の公正化を図ります。最後に、現在検討中の事項については、実行委員会で速やかに決定してまいりたいと思っております。以上でございます。

○ **吉岡委員**

実施日の意向調査は、祝日か日曜日のどちらかだけですか。例えば、正月

休みの時などの選択肢はないのですか。

○ **生涯学習振興課長**

日曜日か祝日の日、また、その他の意見を記入する欄を設けています。

○ **吉岡委員**

記念品の万年筆は誰が決めているのですか。

○ **生涯学習振興課長**

実行委員会の意見を尊重するというので、実行委員会の決定になります。

○ **井関委員**

本を読まない学生が多いので、万年筆に文字を読もう、文字を書こう、と付けてください。

○ **五十嵐委員長**

次の(3)市川市スポーツ振興計画については保健スポーツ部の岡本部長、松丸次長が出席しておりますので、説明してください。

○ **保健スポーツ部次長**

スポーツ振興基本計画は、3月7日の定例教育委員会ですでに承認いただいております。その後、この基本計画に基づく事業計画を策定いたしまして、今回、事業計画案をまとめてご報告することになっております。お手元の資料1枚目の市川市スポーツ振興計画についてをご覧ください。この計画については、スポーツ振興法に基づく計画でございまして、市川市の総合計画が上位計画になっております。関連計画としましては、健康都市プログラム、健康増進計画などがございます。この基本計画はすでにご承認いただいたということですので、その後の流れを説明させていただきます。右側の進捗状況をご覧ください。平成19年5月28日に行政経営会議がございました。基本計画以降の細かな計画を煮詰める指示を受けてワーキンググループを作り、全庁的に施設整備とソフト事業に分けて検討していくことをご相談しまして、ご承認をいただきました。ここからが事業計画のスタートになります。その後、6月から8月まで5回開催しております。10月に案がまとまり、関係課長を集め報告をしております。一昨日、庁議でご承認をいただきました。そして、今日、定例教育委員会にご報告させていただいているところです。資料の裏面をご覧ください。スポーツ振興計画の構成というところで、基本計画にあります6つの目標そして、10の施策について、具体的に38の事業を明らかにしております。この事業計画については、3年ごとに見直すこととしております。事業計画の特徴的な点ですが、4つのゾーン分けを行なって、市内を大きく北西部、北東部、中部、南部のゾーンに分けております。また、重点事業を定めまして、それぞれ位置づけをさせていただきました。また、どのくらい急ぐのか、現在すでに行なっているもの、緊急的に着手しなければいけないものの時間軸の整理を行ないました。そして、20年度から22年度の3年間で第1次の事業計画期間と位置づけさせていただきました。

その下の振興プログラムは事業計画をご承認いただいた後に 20 年度に何を行なうのかということ予算の関係もありますので、予算を通ったものを 3 月位に発表できればと考えております。今日は省かせていただきます。2 枚目の施設整備配置図をご覧ください。右側の具体的な取り組みのところで、38 事業と書いてございます。先ほど、4 つのゾーン分をしたと申し上げました。一番下は、行徳地域の南部になります。塩浜体育館を中心として、スポーツ広場のところが太い線で丸が書かれて、太陽のマークがついておりますが、ここが核となる施設となり、すでに機能しておりますが、だいぶ老朽化が激しくなっております、この辺のところは事業計画の位置づけの中では、施設の老朽化に対応していこうということになっております。ここでは、平成 22 年に国体のハンドボールの会場としても使われることで、老朽化した部分を直すことで位置づけをしております。その上に中部という細長いゾーンがございます。よく見ていただくと本行徳地区は中部のゾーンに位置づけをしております。現在、行徳の残土の山があるところにコミュニティーゾーンとして体育館を建設する予定でございます。すでにクリーンスパとして余熱施設がオープンしておりますけれども、将来的に妙典架橋が通じますので、一帯をゾーンニングしまして、中部ゾーンとして位置づけをしました。中部ゾーンは市街地を含んでおりまして、民間施設がいっぱいございます。民間スポーツ施設も取り込む形でスポーツ振興を図っていききたいという事業計画を含んでおります。左側が北西部と書いてございますが、国府台を中心としたゾーンで、ここも老朽化が進んでおりまして、今年、体育館の耐震工事に着手しておりますが、野球場やナイター設備、テニスコートにしましても、まだまだ手をいれなければならない状況です。国体のハンドボール会場に予定しておりますので、老朽化した施設を改修していく予定でおります。右側の北東部地区は、市民プールがございます。市民プールも今回、老朽化した部分の工事を開始いたしました。この中にはいくつかの資源がございますので、地域資源を活かしながら、このゾーンニングを新たな拠点として、体育館、その他の多目的施設も視野に入れて新しく整備をしていく位置づけに加えております。前ページの具体的な取り組みに戻ります。施策の中に重点施策とありますが、公共スポーツ施設の整備、総合型地域スポーツクラブの育成、スポーツ指導者の育成と確保の 3 つの重点施策に基づきまして、右側にさらに具体的な施策を書いてございます。公共スポーツ施設の整備については、新規で作るもの、また、今あるもので老朽化したものを直して使うもの、総合型地域スポーツクラブについては、国府台と塩浜にオープンしましたが、これを広げていくものです。スポーツ指導者の育成と確保については、公認スポーツ指導者制度を始めておりますので、指導者を増やしていくということで、具体的な施策をあげております。3 枚目の事業計画 事業一覧表をご覧ください。今、お話したことを詳しく書き入れたことになりまして、説明

は省略させていただきたいと思いますが、新規スポーツ施設整備については、整備したものがここに書いてございまして、中期的な事業なのか急ぐものなのか、現在行なっているものなのか、老朽化したものを直していくなど、時間的な整理をした中にそれぞれの施設を書き込んでございます。以上が事業計画案の説明をさせていただいたところです。今後、11月に基本計画と併せまして、事業計画を発表していくことを考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○ **吉岡委員**

公認スポーツ指導者制度は順調に進んでいるのですか。

○ **保健スポーツ部次長**

10年間の目標では、500人ということですが、現在の人数は1年が経過してところですので、去年は50人、今年は40人位の方が受講されています。

○ **吉岡委員**

指導者の養成について、スポーツの協会や団体の方々の意見を汲み取っていただきたいと思っています。ただ、上手で強ければいいということではなく、指導者としてふさわしい方を養成していただきたいと思います。

○ **西垣委員**

緊急早期着手事業にいちかわ市民キャンプ場がありますが、どのように整備していく計画ですか。

○ **保健スポーツ部次長**

既存の施設を改修していく計画で、大きな施設を作る等の計画は考えておりません。

○ **西垣委員**

すごくここはいい場所で、宣伝をすれば皆さん利用されると思います。

○ **吉岡委員**

ゾーン別に分けた意味を教えてください。

○ **保健スポーツ部長**

ひとつは総合計画、都市計画でゾーンに分けて、地域ごとの公平性とかバランスを考えていくということがございまして、スポーツにおいてもバランスを考えていこうということです。どのような資源があるかということも昨年調べてみました。それに基づいて計画が出来上がっておりましたので、それに合わせてプログラムをつけていったということでございます。また、ゾーンは完全に4つに分けているわけではなくて、グラデーションの部分がございますので、地域間の交流というものも当然ございますし、野球場や総合グラウンドのような大きなものは、各市、ひとつです。多くて二つでございます。それは、4つに配置することは出来ませんので、全体の中でひとつ必要というご説明をしながら、体育館は4つ必要という積み上げをした中でバランスを考えております。

○ 宇田川委員

本行徳地区の残土の山のところに体育館を作るというのは、すでに動き出しているのですか。

○ 保健スポーツ部長

コミュニティーゾーンは広くて、10ヘクタールの3分の1位が公園でございます。あと3分の1がスポーツ関連、のこり3分の1が福祉関連、特に障害者センターをここに、また、保育園を作りたいということで、今、設計に入るところです。土地利用をはっきりさせませんと買収に入れません。実は、千葉県は買収に入っていることから、同じ条件で買収するというのも必要ですので、まずここを取得して、行徳に足りないものを整備していこうという計画で、すでに1年間位検討してまいったところです。

○ 宇田川委員

あの辺は、外環道路の工事が進んでいまして、高速道路で来ると市川の玄関口になるところですので、整備されるとすばらしいと思います。

○ 五十嵐委員長

ありがとうございました。次に追加で(4)全国学力・学習状況調査の結果について説明してください。

○ 指導課長

調査結果は文部科学省から10月24日に各学校に送付されました。教育委員会では現在、プロジェクトチームを立ち上げて市川市の調査結果を分析しております。国語、算数・数学の教科調査及び質問紙調査の結果から市川市の児童生徒の課題を把握し、今後の施策に役立ててまいります。分析結果の公表は1ヵ月後の11月下旬ごろを予定しておりますが、まとめりしだいご報告いたします。次期学習指導要領について概略を説明いたします。早ければ平成23年から実施予定とされておりますが、そのための中間報告が中央教育審議会から発表されました。その本旨は次の4点です。1. 小中学校で国語、算数・数学、理科など主要教科の授業時間を1割以上増加する。2. 総合的な学習の時間を削減する。3. 小学校5年生から英語活動を新設する。4. 道徳の教科化を見送る。小学校においては、総授業時間数が6年間で278時間増えます。国語、算数、理科、社会、体育が増え、総合的な学習の時間は3年生から6年生の4年間で、150時間削減されます。週の授業時間数で見ますと小学校1年生と2年生が2時間、小学校3年生から6年生までは1時間増加することとなります。中学校においては、総授業時間数が3年間で105時間増えます。学年により増加する教科は異なりますが、国語、社会、数学、理科、英語、保健体育が増え、英語が教科の中でもっとも多くなります。総合的な学習の時間は、190時間に削減されます。週の授業時間数は各学年、1時間増加することとなります。今後の予定といたしまして、来年1月中央教育審議会から答申のまとめが発表され、年度内に学習指導要領が改

定となる予定でございます。教育委員会としまして、現在、教育課程のモデル案を作成しております。また、各学校におきましても新学習指導要領の内容を検討し、自校の教育課程の見直しをすることになります。平成 23 年 4 月からの新学習指導要領に基づいた教育活動が順調に展開できるように進めてまいります。以上でございます。

○ **西垣委員**

学校ごとの結果は、各学校に戻して、学校がそれに対して取り組みをし、また、実際にやっていかないと意味がないと思います。点数だけを見ることのないように、これから分析をして報告していきたいと思います。

○ **井関委員**

学校単位のデータは出さないのですか。

○ **指導課長**

学校単位のデータは各学校にいております。市川市全体の成果と課題という形で、それをまた、各学校にも投げていきます。各学校は自校との比較分析をして、どのような課題に取り組んでいったらよいのかを検討し、実際の学習指導要領の内容の中での取り組みを行っていきたくて思っております。得点ばかりを見ていますと序列化など違うところに目がいてしまいますので、本来の調査の趣旨、目的とずれないようにと考えております。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。(5)暴力団等排除のための関係条例の整備に関する条例の制定について説明してください。

○ **生涯学習部次長**

追加資料 4 ページ、5 ページをご覧ください。本件は、10 月 30 日に開催された庁議において、その概要と方向性が了承されました。詳細については、現在検討中の部分もあること、もう一点は、11 月 28 日から始まる 12 月議会に市長部局と歩調を合わせて上程することを考えておりますことから、今回、臨時代理させていただくことも含めまして、ご説明させていただきます。タイトルは、暴力団排除のための関係条例の整備に関する条例の一部改正についてということで、背景としては、暴力団については、平成 4 年に施行された暴力団対策法で指定された指定暴力団は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律により、その活動は著しく制限されました。その中で、暴力団は集会、イベント等の会場を民間ホテルだけでなく、公共施設をも使用するようになってきました。また、公営住宅への入居や公営斎場の独占使用など一般市民の利用者に対し心理的な圧迫を与えていることがありまして、暴力団の目的とか暴力団が公共施設に介入した事例があったことから、これを受けて市川市では暴力団組織に毅然とした姿勢を示すため、市川市の対応として、12 月議会に暴力団排除のための関係条例に関する条例を上程することとしたものです。具体的な条例の内容ですけれども、公の施設の設置及び

管理に関する条例にすでに規定されています使用を認めない該当事項、例えば、施設を使用する者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときなどがありますが、より明確化するというこで、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になるときという条文を追加することが条例改正の趣旨になっております。もう一点は、受け付けた後に暴力団かどうかの判断に迷う場合については、市川警察署長又は行徳警察署長に意見を求めることができるという条文も整備していくことが現在、調整中の事項になっております。対象となる条例ですけれども、教育委員会の管理権限に属する公の施設といたしましては、少年自然の家、公民館、菅平高原いちかわ村、この他に映像文化センターと国府台、信篤、塩浜の体育館があるわけですけれども、教育委員会が直接的に関わる条例としては、少年自然の家、公民館、菅平高原いちかわ村の3件が該当することになっております。条文については方向性が示されただけで、従前の条例の中に先ほどお話ししました暴力団のことを明記すること、それと個人情報で必要があるときは警察署長に意見を求めることができることを入れていくことが条例の改正の経緯になっております。条例の書き方としては、議案第32号のような形で暴力団排除のための各条例が規定されまして、その中の1条で少年自然の家第何条という書き方になっております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

市の施設全部がこの条例を盛り込んでいくということですか。

○ **生涯学習部次長**

今回、整備する条例については、公共施設で使用者が不特定の者が出入りするところ、集会施設で100人以上が集まるようなところに限定されまして、現段階では16課が所管する施設について条例を制定する予定です。

○ **吉岡委員**

市民プールなどでは、入れ墨の方の対応はどのようにしていますか。

○ **生涯学習部次長**

プールについては、入れ墨の方はご遠慮くださいという表札の対応を行なっていると思います。今回の条例改正の中には市民プールの設置及び管理に関する条例は入っておりません。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。それでは、これをもちまして平成19年11月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時42分閉会)